

議案第87号

南あわじ市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める
条例制定について

南あわじ市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を別紙
のとおり制定する。

令和7年11月28日提出

南あわじ市長 守本憲弘

南あわじ市条例第　　号

南あわじ市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める
条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第54条の3において準用する同法第46条第2項に規定する特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（次条において「市の基準」という。）を定めるものとする。

（特定乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準）

第2条 市の基準は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）で定める基準をもって、その基準とする。

附　則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

